

農業者年金制度について

平成19年9月19日
農 林 水 産 省

○ 農業者年金の男女別新規加入者数

（単位：人）

	新規加入者数	うち男性	うち女性
平成16年度	1,613	1,205	408
(割合：%)	(対前年度 + 29) (100%)	(対前年度 - 3) (75%)	(対前年度 + 32) (25%)
平成17年度	1,653	1,176	477
(割合：%)	(対前年度 + 40) (100%)	(対前年度 - 29) (71%)	(対前年度 + 69) (29%)
平成18年度	2,296	1,617	679
(割合：%)	(対前年度 + 643) (100%)	(対前年度 + 441) (70%)	(対前年度 + 202) (30%)

資料：独立行政法人農業者年金のデータ

○ 農業者年金の男女別加入者累計数

（単位：人）

	加入者累計	うち男性	うち女性
平成18年度	83,972	77,122	6,850
(割合：%)	(100%)	(92%)	(8%)

資料：独立行政法人農業者年金のデータ

○ 農業者年金の男女別新規加入者数（政策支援）

（単位：人）

	政策支援計	区分3	その他の区分
平成16年度	649	376	273
男性	574	306	268
女性（割合：%）	75 (100)	70 (93)	5 (7)
平成17年度	606	391	215
男性	511	303	208
女性（割合：%）	95 (100)	88 (93)	7 (7)
平成18年度	854	519	335
男性	744	416	328
女性（割合：%）	110 (100)	103 (94)	7 (6)

資料：独立行政法人農業者年金のデータ

○ 政策支援の区分

		特例保険料額 (国庫補助額)	
区分	補助対象者	35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 (10,000)	14,000 (6,000)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1又は区分2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画しているその配偶者又は直系卑属の後継者		
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	14,000 (6,000)	16,000 (4,000)
5	35歳までの直系卑属の農業後継者で35歳までに認定農業者で青色申告者となることを約束した者		-

農業者年金の情報提供や広報について

- ・ 農業者年金基金では、関係誌等へ広告を掲載するとともにイベント等にも参加し、相談コーナーの設置や資料の配付を行っている。
- ・ 農業者年金基金でチラシやリーフレット等を作成し、全国の受託機関等に配布して、受託機関の担当者がそれらの資料を元に加入推進活動を行っている。

資 料 等 名
チラシ 「未来の自分のための農業者年金」
リーフレット 「農業に従事する方ならどなたでもご加入いただけます」 「認定農業者の皆様へ」 「家族経営協定を結ぶパートナー、後継者のみなさまへ」
農業者向け説明用ビデオ・DVD 「国が支える。安心が大きくなる担い手積み立て年金」
業務受託機関窓口設置用ミニのぼり旗 「国が支える。安心が大きくなる担い手積み立て年金」

関 係 誌 等 名	内 容
新聞広告 全国農業新聞、日本農業新聞、 農 業共済新聞	よくわかる農業者年金（７回シリーズ） 農業者年金で豊かな老後を（対談）
日本農民新聞	農業でがんばっている女性を応援する農業者年金
酪農家向け雑誌「デーリーマン」	どうなっているの女性の年金

そ の 他 の 取 り 組 み
新・農業人フェア ０６ 東京・池袋サンシャイン（相談コーナーの設置及び資料配付） 東京・水道橋プリズムホール（資料配付） 東京・六本木ジョブパーク（資料配付） 大阪・梅田スカイビル（相談コーナーの設置及び資料配付） 札幌・北海道立体育センター（相談コーナーの設置及び資料配付） 東京・池袋サンシャイン（相談コーナーの設置及び資料配付） 大阪・梅田スカイビル（相談コーナーの設置及び資料配付）
全国女性農業経営者会議全国の集い（第11回全国の集い「かたらんね！熱い思いを火の国で」）での資料配布（熊本）
近畿地域農山漁村女性の集いでの資料配付（兵庫）
東海ブロック農山女性交流会での資料配付（愛知）
女性農業者リーダー全国会議での資料配付
第20回農山漁村女性の日記念の集いでの資料配付

男女の違いに配慮した工夫

- ・ 農業者年金には、男性、女性のどちらでも加入することができ、男女の違いに配慮した工夫というのは特にありませんが、最近の傾向を見ると新規加入者に占める女性の割合が増えています。

また、農業者年金のメリットの１つである政策支援加入においては、新規に政策支援に加入した女性の９割以上が区分３に加入しています。加入推進活動を行う際には加入のメリットについて十分に説明を行っています。

一人ひとりの農業者を応援する

農業に従事する方なら
どなたでも
ご加入いただけます

農業者年金



農業者もサラリーマン並みの年金を
サラリーマンは国民年金の上乗せ年金として厚生年金や共済年金に加入しています。
農業者の皆様も、農業者年金でサラリーマン並みの年金を受け取りましょう。

全国農業会議所

魅力いっぱい。農業者年金。

少子高齢化時代に強い年金です

自分の年金原資を自分で積み立てる、積立方式の確定拠出型年金です。年金額が加入者・受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることはありません。また、毎年6月末までに「付利通知」で個人ごとの積立・運用状況をお知らせします。

保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます(月額2万円から6万7,000円までの間で1,000円単位で自由に選択)。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は生涯支給されます。
仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはすであつた農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

公的年金ならではの 税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額(年額12万円～80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税(支払った保険料の15～30%程度)につながります。(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です。)
保険料などの年金資産は、農業者年金基金が分散投資による安全かつ効率的な運用を行い、毎年度各個人に運用益を配当しますが、この運用益は非課税です。
将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

税 率	保 険 料 の 額 が	
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円
20%の場合	48,000円	120,000円
30%の場合	72,000円	180,000円
		241,200円

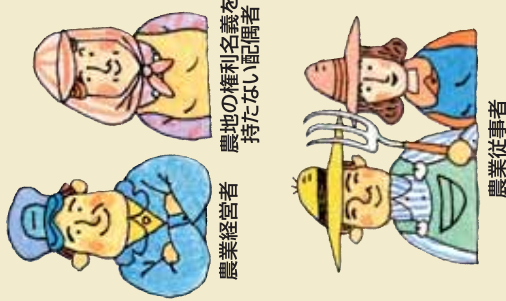
●各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も保険料支払い前と同じ税率が適用されるものとして試算しています。

農業者の方なら 広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

旧制度の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

こんな人が
加入できます。



農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

保険料補助は次の3つの要件を満たす方が 受けられます

①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる

こと。

旧制度加入者(脱退一時金又は特例脱退一時金を受給した者を除く)は、旧制度(平成13年12月末まで)の保険料納付済期間等も合算できます。

②必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること

③下記の区分1～5のいずれかに該当する人

最長20年間、保険料補助が受けられます

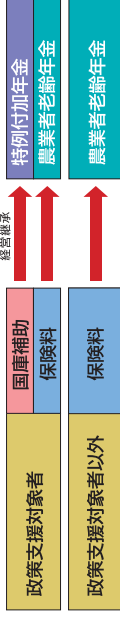
保険料の補助が受けられる期間は、①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、②35歳以上では10年間を限度として、通算して最長20年間(補助額は最高216万円)です。

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必 要 な 要 件	国 庫 補 助 額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以上)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

農業老齢年金と特例付加年金



年金額の試算

保険料の月額を2万円とし、政策支援（保険料補助）を受けた場合の試算表です。付利利率は上から、1%・2%・3%の場合を挙げました。

付利利率1%の場合

単位：万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性 別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	15.7	303
					女	13.5	326
40歳	20年	408	72	480	男	32.5	627
					女	28.2	681
30歳	30年	588	132	720	男	51.6	996
					女	44.6	1,078
20歳	40年	744	216	960	男	72.9	1,408
					女	62.7	1,518

付利利率2%の場合

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性 別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	17.3	334
					女	14.9	360
40歳	20年	408	72	480	男	37.9	731
					女	32.8	794
30歳	30年	588	132	720	男	63.6	1,228
					女	54.9	1,328
20歳	40年	744	216	960	男	95.4	1,840
					女	81.9	1,982

付利利率3%の場合

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性 別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	19.2	370
					女	16.4	397
40歳	20年	408	72	480	男	44.3	854
					女	38.3	926
30歳	30年	588	132	720	男	78.8	1,522
					女	67.9	1,643
20歳	40年	744	216	960	男	125.9	2,430
					女	107.9	2,612

●65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.60%で計算しています。●年金額は65歳裁定における年金額(年額)で農業者老齢年金と特例付加年金を合算した金額であり、年金受給総額は農業者年金の加入者の65歳での平均余命を考慮し、男性84.3歳、女性89.2歳まで生存した場合の受取総額です。●国庫補助額は、もっとも有利な政策支援を受けた場合の金額です。

●農業者年金の詳しい内容や加入の申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、農業者年金基金に直接お問い合わせください。

農業経営と老後の生活をはっきりサポート

認定農業者の
みなさまへ

農業者年金

あなたやパートナー・後継者などの
老後生活への備えは十分ですか？

老後生活への備えは国民年金プラス農業者年金が基本
農業者年金は農業の担い手を支える国の政策年金です

農業者年金制度は、少子高齢化に即応した農業者のための公的年金です。農業者が積み立てた原資とその運用益により、生涯にわたり年金が受けられる「確定拠出型積立方式」であり、担い手である認定農業者等に対しては、唯一国からの保険料補助が受けられます。

農業者の老後の安定と担い手の育成・確保を目的とする農業者年金制度は、平成19年度から導入される新たな経営安定対策がめざす、農業の構造改革の一翼を積極的に担うことが期待されています。より多くの方に制度をご理解していただき、ぜひ、ご加入いただきたいと思います。

全国担い手育成総合支援協議会 会長 太田 豊秋

全国農業会議所

農業者年金が担い手の経営と老後を応援します！

あなたはもちろん、あなたのパートナーや後継者など家族農業従事者の方も加入できます

農業者年金の加入資格は、

- ①国民年金の第一号被保険者で
- ②年間60日以上農業に従事する
- ③20歳以上60歳未満の方

です。

少子高齢化時代でも安心な年金です

自分の年金原資を自分で積み立てる加入者・受給者の数に左右されにくい積立方式の確定拠出型年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は自由に決められ（月額2万～6万7,000円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

保険料など年金資産は安全かつ効率的な運用で、平成14年度から17年度までの通算の運用利回りは年平均5.44%です。

公的年金ならではの認定農業者全員の方へのメリットです

公的年金ならではの
税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、**全額（年間12万円～80万4,000**

円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の
前税（支払った保険料の15～30%程度）につなかりま
す（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です。）

保険料など年金資産は、農業者年金基金が分散投資によ
る安全かつ効率的な運用を行い、毎年度各個人に運用益
を配当しますが、この**運用益は非課税**です。

将来受け取る農業者年金は、**公的年金等控除の対象**とな
り、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120
万円までは全額非課税となります。



80歳までの保証が付いた 終身年金です

農業者年金は生涯支給されます。
仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場
合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取る
はずであった農業者老齢年金が、死亡一時金とし
て遺族に支給されます。

さらに、政策年金ならではの特別な支援です

一定の要件を満たす認定農業者には、国から
の月額最高1万円の保険料の国庫補助があり
ます

保険料補助は、次の3つの要件を
満たす方が受けられます

①60歳までに**保険料納付期間が20年以上**見込ま
れること

「旧制度加入者（脱退一時金又は特別脱退一時金を受
給された者は除く）は、旧制度（平成13年12月末まで）
の保険料納付済期間等も合算できます。」

②必要経費などを控除した後の**各個人の農業所得**

が900万円以下であること

③下記の区分1～5の**いずれかに該当する者**

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必 要 な 要 件	国 庫 補 助 額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家 族経営協定を締結し、経 営に参画している配偶 者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色 申告者のいずれか一方 を満たす者で、3年以内 に両方を満たすことを 約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の 場合は10年以内）に区 分1の者となることを約 束した後継者	6,000円 (3割)	—

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定さ
れ、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差
引いた金額となります。

最長20年間、
保険料補助が受けられます

保険料の補助が受けられる期間は、①35歳未満で
あれば要件を満たしているすべての期間、②35歳以
上では10年間を限度として、**通算して最長20年間**
（補助額は最高216万円）です。

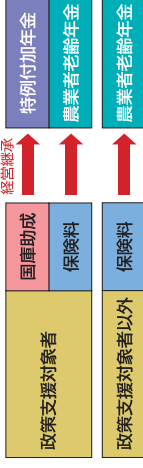
**国庫補助額も自分の年金として
受け取れます**

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てら
れ、**原則65歳から特例付加年金**として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が
必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限は
ありません。

自分で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金
として受給することができますので、65歳から農業者
老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力など
に応じて特例付加年金の受給時期を決めることがで
きます。

農業者老齢年金と特例付加年金



例：30歳・男性の場合

認定農業者で青色申告をしている人が保険料
の補助を受けた場合、30歳から34歳までの5年
間は、月額保険料2万円のうち半額の1万円が補
助され、35歳から44歳までの10年間は6,000
円が補助されます。45歳以降は保険料の補助は
ありませんが、経営の状況や老後設計に応じて保
険料は自由に決めることができます。

私も農業者年金に加入しました。

鹿児島県曾於市末吉町 今鶴治信さん 親戚にも勧める

「いい制度だと思うから自信を持って加入を勧めています」。農業委員の今鶴治信さん(45)は、地域の農業者だけでなく、親戚や知り合いにも農業者年金への加入を勧めています。

今鶴さんは、加入を勧める時、①自分の掛金は自分のもの②政策支援がある③公的年金で間違いがないの3点を強調しています。「自分も入っているし、守り育てていく制度だと思います」。制度への信頼感が説得力を持つようです。(平成17年8月のコメント)

鹿児島県曾於市末吉町 和田朋憲さん 若い仲間と加入

今鶴さんの勧めで平成16年1月に加入した和田朋憲さん(27)は、肉用牛の繁殖と水稻を経営する今鶴さんの親戚です。兄の修一さん(34)も旧制度からの加入者で、2人とも政策支援による保険料の補助を受け、掛金の社会保険料控除も活用しています。友則さんは「勧められて入ったけど、若い仲間が何人も入っているし、安心ですね」と話しています。(平成17年8月のコメント)

岩手県奥州市水沢区 岩淵徹矢さん 「老後の安心」を得る

自宅の分と他家から頼まれた分のコメづくりに精を出している岩淵徹矢さん(57)。

まもなく迎える老後に少なからず不安を抱いていたところに、農業委員とJA職員から農業者年金の加入を勧められ、平成18年1月に加入しました。

加入した最も大きな理由は『老後の安心』。岩淵さんは「掛金は将来の安心との引き換えと思えば負担感も和らぐ」と話しています。(平成18年6月のコメント)



農業者年金の支給額試算

〈保険料を月額2万円とし、もっとも有利な条件で補助を受けた場合〉付利率3%で計算

単位：万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	19.2	370
					女	16.4	397
40歳	20年	408	72	480	男	44.3	854
					女	38.3	926
30歳	30年	588	132	720	男	78.8	1,522
					女	67.9	1,643
20歳	40年	744	216	960	男	125.9	2,430
					女	107.9	2,612

●65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.60%で計算しています。●年金額は65歳裁定における年金額(年額)で農業者老齢年金と特例付加年金を合算した金額であり、年金受給総額は農業者年金の加入者の65歳での平均余命を考慮し、男性84.3歳、女性89.2歳まで生存した場合の受取総額です。

●農業者年金の詳しい内容や加入の申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、農業者年金基金に直接お問い合わせください。

農業でがんばっている女性、後継者を応援します

家族経営協定を結ぶ
パートナー、後継者の
みなさまへ

農業者年金



あなたの老後生活への備えは十分ですか？

年金は家族一人一人について準備することが大切です
老後生活への備えは国民年金プラス農業者年金が基本
農業者年金は意欲ある担い手の家族経営協定を
支援する国の政策年金です

新規加入者の3割は女性です！

農業就業人口の約6割は女性が占めています。にもかかわらず、就業条件が不明確で利益の分配も行われない状況が続いてきました。これを解決する糸口となるのが「家族経営協定」の作成です。家族みんなで経営方針を話し合って書面にします。農業者年金は、家族経営協定を結んだパートナーとして農業でがんばっている女性や後継者を応援します。

全国農業会議所

未来の自分のための農業者年金（農業）に従事する一人一人を応援します!!

家族経営協定を結ぶパートナ―や後継者の皆様はもちろん、農業に従事する方は誰でも加入できます

- 農業者年金の加入資格は、
- ①国民年金の第一号被保険者で
 - ②年間60日以上農業に従事する
 - ③20歳以上60歳未満の方
- です。

少子高齢化時代でも安心な年金です

自分の年金原資を自分で積み立てる加入者・受給者の数に左右されにくい積立方式の確定拠出型年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は自由に決められ（月額2万～6万7,000円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

保険料など年金資産は安全かつ効率的な運用で、平成14年度から17年度までの通算の運用利回りは年平均5.44%です。

公的年金ならではの農業に従事する皆様全員へのメリットです

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、**全額（年額12万円～80万4,000円）が社会保険料控除の対象**となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です。）

保険料など年金資産は、農業者年金基金が分散投資による安全かつ効率的な運用を行い、毎年度各個人に運用益を配当しますが、この**運用益は非課税**です。

将来受け取る農業者年金は、**公的年金等控除の対象**となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。



保険料支払いによる節税効果（所得税・住民税）試算

税率	保険料の額が	
	月額2万円 （年額24万円） の場合	月額5万円 （年額60万円） の場合
15%	36,000円	90,000円
20%	48,000円	120,000円
30%	72,000円	180,000円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も保険料支払前と同じ税率が適用されるものとして試算しています。

80歳までの保証が付いた終身年金です

農業者年金は生涯支給されます。
仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

さらに、政策年金ならではの特別な支援です

一定の要件を満たすパートナ―や後継者の方には、国から月額最高1万円の保険料の国庫補助があります

【一つの経営で何人でも受けられます!】

保険料補助は次の3つの要件を満たす方が受けられます

①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込めること

「旧制度加入者（脱退一時金又は特別脱退一時金を受給された者は除く）は、旧制度（平成12月末までの保険料納付済期間等も合算できます。」

②必要経費などを控除した後の各個人の農業所得（配偶者、後継者は支払を受けた給料等）が900万円以下であること

③下記の区分1～5のいずれかに該当する者

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要要件	国庫補助額
1	認定農業者で青色申告者	35歳未満 10,000円 (5割) 35歳以上 6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割) 6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割) 6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割) 4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割) —

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差引いた金額となります。

保険料の補助が受けられる期間は、①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、②35歳以上では10年間を限度として、**通算して最長20年間（補助額は最高216万円）**です。

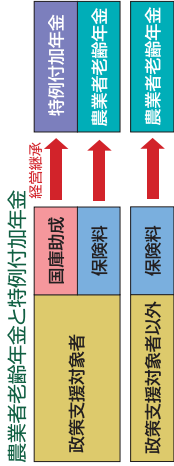
国庫補助額も自分の年金として受け取れます

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、**原則65歳から特別付加年金**として受給できます。

特別付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要（※）ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

自分で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特別付加年金の受給時期を決めることができます。

※家族経営協定締結者の特別付加年金の受給要件は、家族経営協定書に掲げる取り決めに従って農業を営む者でなくばならないこと。



例：30歳・女性の場合

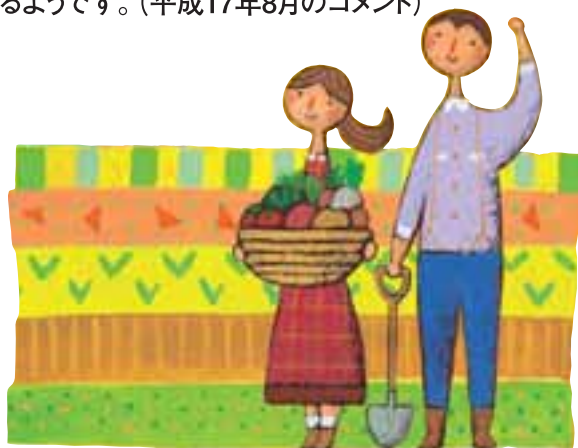
区分3（認定農業者で青色申告者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者）として保険料の補助を受けた場合、30歳から34歳までの5年間は、月額保険料2万円のうち半額の1万円が補助され、35歳から44歳までの10年間は6,000円が補助されます。45歳以降は保険料の補助はありませんが、経営の状況や老後設計に応じて、保険料は自由に決めることができます。

私も農業者年金に加入しました。

鹿児島県曾於市末吉町 松下千弘さん あおいさん 私の退職金

勤めを辞めて好きな酪農を継いだ松下千弘さん(38)は旧制度からの加入者です。妻のあおいさん(40)は、政策支援を受けるには20年加入する必要があるため、地域の農業委員に「入るなら今」と勧められ、千弘さんと家族経営協定を結んで平成17年2月に加入しました。2人とも政策支援を受け、税金も安くなると喜んでいました。

「私の退職金になると思って」(あおいさん)、「安心して働ける年金は大事」(千弘さん)と、それぞれの思いがあるようです。(平成17年8月のコメント)



北海道新篠津村 藤永 康夫さん 美雪さん 掛け損がないから安心

「農業者は貯蓄がへた。もうけても機械購入などに使ってしまう。そういう意味でも年金は将来の生活設計のために必要です。新制度は自分のために積み立てるのだからわかりやすく、励みにもなる」というのは、藤永康夫さん(44)。藤永家は18.7ヘクタールを経営する稲作農家。妻の美雪さん(45)は村の家族経営協定第1号者として農業者年金に加入しました。康夫さんは、認定農業者で青色申告者として、美雪さんはその配偶者として政策支援を受けています。

康夫さんは説明会后、新制度について「損か得かをきっちり調べました。明らかにメリットがある」と、掛け損にはならないことを確信して加入したといいます。美雪さんも「年金は個人単位。だからいくら夫婦といっても私自身にも必要なのです。主人の年金のためにがんばっているのではない」とキッパリ。積極的に奥さん仲間にも勧めているそうです。(平成14年10月のコメント)

農業者年金の支給額試算

〈保険料を月額2万円とし、もっとも有利な条件で補助を受けた場合〉付利率3%で計算

単位：万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	19.2	370
					女	16.4	397
40歳	20年	408	72	480	男	44.3	854
					女	38.3	926
30歳	30年	588	132	720	男	78.8	1,522
					女	67.9	1,643
20歳	40年	744	216	960	男	125.9	2,430
					女	107.9	2,612

●65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.60%で計算しています。●年金額は65歳裁定における年金額(年額)で農業者老齢年金と特例付加年金を合算した金額であり、年金受給総額は農業者年金の加入者の65歳での平均余命を考慮し、男性84.3歳、女性89.2歳まで生存した場合の受取総額です。

●農業者年金の詳しい内容や加入の申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、農業者年金基金に直接お問い合わせください。